

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和7年5月28日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2400455号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500010号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年1月1日から平成13年1月1日まで

会社が作成した請求期間に係る給与所得の源泉徴収票における各年分の給料支払金額と、ねんきん定期便に記載された請求期間の各年分の標準報酬月額の合算額に大きな差がある。厚生年金保険の記録に誤りがあると思うので、調査の上、請求期間のA社(現在は、B社が事業継承。)に係る年金記録を見直ししてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された昭和61年分から平成12年分までの給与所得の源泉徴収票(以下「請求者提出の源泉徴収票」という。)において確認できる各年の社会保険料等の金額は、オンライン記録において確認できる請求者の請求期間に係る標準報酬月額から算出される社会保険料額、及び同票において確認できる各年の給料賞与支払金額から算出される年間の雇用保険料額の合計金額と概ね同額である。

また、A社の元従業員一人から提出された昭和63年10月及び平成元年1月の給料明細書によると、同人に係るオンライン記録において確認できる当該各月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額がそれぞれ控除されていたことが確認できる。

さらに、請求者は請求期間に係る給料明細書を所持しておらず、請求者及び複数の元従業員は、請求期間の各月の給料は変動していた旨及び賞与の支払があった旨それぞれ回答及び陳述していることから、請求者提出の源泉徴収票において確認できる各年の給料賞与支払金額のみをもって、請求期間の各月の報酬月額を推認することはできない。

加えて、B社は、請求期間の資料はなく、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除について不明である旨回答している。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に見合う報酬月額及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく報酬月額が支給され、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。